

遊佐町 工事基準点算出表(チェックリスト)

【補助要綱第3条第1号関係】

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
部分補強	1-1	住宅の既存部分の壁を筋かい等で補強する工事(幅90cm以上)	10点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅の屋根の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	住宅の2階以上の部分を除却する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-4	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	柱を補強する工事又は柱を増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-6	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	1-7	柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-8	防災ベッドを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
省エネ	2-1	高効率給湯器を設置する工事	10点/基	基	点
	2-2	太陽光、太陽熱又は地熱等利用機器の設置工事	10点/基	基	点
	2-3	ペレットや薪を使用するボイラーやストーブの設置工事	10点/基	基	点
	2-4	二重窓又はペアガラスの設置工事	5点/箇所	箇所	点
	2-5	熱交換換気システムの設置工事	4点/箇所	箇所	点
	2-6	電気設備工事を伴う省エネ照明機器(LED等)の設置工事	4点/箇所	箇所	点
	2-7	住宅の既存部分に断熱材を使用する工事又は漆喰塗壁や土塗壁などの伝統的工法による工事	1点/m ²	m ²	点
	2-8	住宅内に電気設備工事を伴う県産有機ELパネルを用いて製造した県産有機EL照明機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バリアフリー	3-1	住宅内の通路又は出入り口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	3-2	階段の撤去かつ設置工事又は階段勾配の緩和工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	3-3(2)	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3(3)	浴槽の出入りを容易にする設備の工事(移乗台、踏み台等)	2点/箇所	箇所	点
	3-3(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置又は取替え工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	3-4(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	3-4(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5(1)	長さ150cm以上の手すりを取り付ける工事	2点/m	m	点
	3-5(2)	長さ150cm未満の手すりを取り付ける工事	4点/箇所	箇所	点
	3-6(1)	浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事	10点/m ²	m ²	点
	3-6(2)	浴室以外の部分の段差を解消する工事	5点/m ²	m ²	点
			又は		
	3-7(1)	出入口の開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	2点/箇所	箇所	点
	3-7(2)	出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ア	出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事	1点/箇所	箇所	点
	3-7(3)イ	出入口の戸を吊戸方式に変更する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-7(3)ウ	ア、イ以外の出入口の戸に戸車を設置する等の改良工事	5点/箇所	箇所	点
3-8	床の材料を滑りにくいものへの取り替える工事	2点/箇所	箇所	点	
3-9	エレベーターや階段用昇降設備の設置工事	1点/m ²	m ²	点	
3-9		10点/箇所	箇所	点	
県産材	4-1	住宅に県産木材の合板(90cm×180cm)等を使用した工事	5点/枚	枚	点
	4-2	住宅に県産木材を使用した工事(「やまがた県産材集成材」を使う場合も含む)	又は 5点/1.6m ² 5点/柱1本 又は 5点/0.05m ³	m ² 本 m ³	点 点 点
克雪化	5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置又は取り替える工事			
		雪止め施工延長(累計)5m未満	5点/箇所	箇所	点
		〃 延長(累計)5m以上	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	5点/階	階分	点
	5-2	屋根に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	5-3	住宅の屋根雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事			
(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
5-4	住宅と同一敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	

合計 点